

改正の概要

1 主な改正の理由

- (1) 受講手当について、教科書代等の補助という趣旨にかんがみ、支給額のあり方を見直しされることとなったため

2 主な改正の内容

- (1) 第6条第1項を次のように改める
第1項中「に応じて」を「に応じ、40日分を限度として」に改める
- (2) 様式の改正等

3 施行期日

平成24年4月1日